

別表第1 (第3条関係)

1 移動支援サービス提供事業者

事業者の要件

施行日以降において法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護又は重度障害者等包括支援の提供を行うもの

従業者の資格に関する要件

事業者は、移動支援の事業を行う事業所ごとに、次の表に掲げる移動の支援を利用する障害者等の区分に応じて、同表に掲げる資格を有する従業者（移動の介護の提供に当たる者をいう。以下同じ。）のいずれかを配置し、移動の支援の業務に従事させること。

資格 障害者等	全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者	知的障害者移動介護従業者養成研修修了者	実務者研修修了者	居宅介護職員初任者研修修了者	障害者居宅介護従業者基礎研修修了者	日常生活支援従業者養成研修修了者	重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者	行動援護従業者養成研修修了者	介護福祉士	介護職員初任者研修修了者	保健師	看護師又は准看護師	その他市長が認めた資格を有する者及び研修を終了した者
全身性障害者（児）	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
知的障害者（児）		○	○	○	○		○※	○	○	○	○	○	○
精神障害者（児）		○	○	○	○		○※	○	○	○	○	○	○

(注) 上の表の資格欄の用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者 「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年厚生労働省告示第110号)。以下「15年告示」という。)における「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。

(2) 知的障害者移動介護従業者養成研修修了者 15年告示における「知的障害者移動介護従業者養成研修課程」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。

(3) 実務者研修修了者 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。(以下「厚生労働省告示」という。)第1条第2号に規定する者をいう。

(4) 居宅介護職員初任者研修修了者 厚生労働省告示第1条第3号に規定する者をいう。

(5) 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 厚生労働省告示第1条第4号に規定する者をいう。

(6) 日常生活支援従業者養成研修修了者 15年告示における「日常生活支援従業者養成研修課程」を

	修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。 (7) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者 厚生労働省告示第1条第5号に規定する者（告示別表第2に定める内容以上の研修を修了した場合に限る。）をいう。 ※ 知的、精神分野については、障害種別に特化した研修を修了した者に限る。 (8) 行動援護従業者養成研修修了者 厚生労働省告示第1条第7号に規定する者をいう。 (9) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士をいう。 (10) 介護職員初任者研修修了者 介護保険法施行規則第22条の23第1項における「介護職員初任者研修課程」を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。 (11) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師をいう。 (12) 看護師又は准看護師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師又は准看護師をいう。
サービス提供責任者の要件	事業者は、移動支援の事業を行う事業所ごとに常勤の従業者であって移動の支援の業務に従事するもののうちから1人以上のサービス提供責任者を置かなければならない。
事業所の管理者の配置要件	事業者は、移動支援の事業を行う事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 日中一時支援サービス提供事業者

事業者の要件	1 施行日以降において、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者のうち短期入所、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の指定障害児通所支援事業の指定を受けている者のうち児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を行うこと。 2 静岡市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）に基づく補助金の交付決定を受けていること。
サービス提供責任者の要件	事業者は、日中一時支援を行う事業所ごとに常勤の従業者であって日中一時支援の業務に従事するもののうちから1人以上のサービス提供責任者を置かなければならない。
事業所の管理者の配置要件	事業者は、日中一時支援を行う事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
事業所の職員の配置要件	事業者は、日中一時支援の事業を行う事業所ごとに利用者5人に対して1人以上の従事する職員（サービス提供責任者又は管理者を含む。）を置かな

件	ければならない。
事業所の広 さの要件	事業者は、事業の実施に必要なスペースを確保しなければならない。